

男女とも仕事と育児・介護を両立できるよう改正されました!

育児・介護休業法の改正ポイント

～2025年4月1日から段階的に施行～

令和7年4月1日施行

育児

① 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大 **義務**

3歳未満⇒小学校就学前の子

② 子の看護休暇の見直し **義務**

名称：子の看護休暇⇒子の看護等休暇

対象：小学校就学前⇒小学校3年生までの子

取得事由：感染症に伴う学級閉鎖等、入園(入学)式、卒園式を追加
継続雇用期間6か月未満の労働者を除外する規定の廃止



③ 育児休業取得状況の公表義務拡大 **義務**

従業員数：1,000人超⇒300人超

④ 育児のためのテレワーク導入の努力義務化(3歳未満の子) **努力義務**

⑤ 育児短時間勤務制度の代替措置にテレワーク追加(3歳未満の子)

⑥ 出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金の創設 ※雇用保険法

介護

① 介護離職防止のための雇用環境整備 **義務**

② 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等 **義務**

③ 介護休暇の要件緩和 **義務**

継続雇用期間6か月未満の労働者を除外する規定の廃止

④ 介護のためのテレワーク導入の努力義務化 **努力義務**



令和7年10月1日施行

育児

① 柔軟な働き方を実現するための措置等 (3歳以上小学校就学前の子) **義務**

始業時刻等の変更、テレワーク等のうち、2つ以上の措置を選択

② 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮 **義務**



詳細は厚生労働省ホームページ(育児・介護休業法について)をご覧ください



育児と介護を同時に行う 「ダブルケア」を知っていますか？

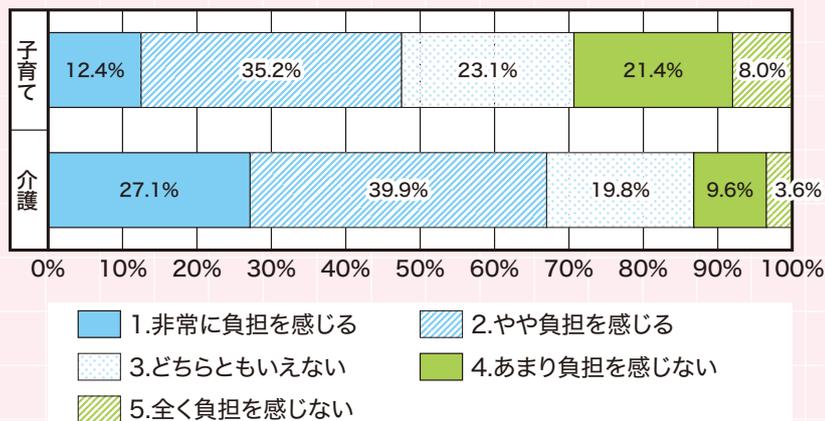
- 子育てをしながら親や親族の介護を行う状態を「ダブルケア」といいます。
- 晩婚化・晩産化を背景に、ダブルケアラーは全国で約20万人、その多くが働き盛りの30代、40代です。
- 介護・看護が原因で離職する人は全国で約10万人います。
- 子育てや介護は精神的・身体的・経済的な負担が大きく、ダブルケアラーのうち子育てに負担を感じる人は約5割、介護に負担を感じる人は約7割います。
- 特に介護はある日突然始まることもあるため、企業には育児・介護との両立のための取組が求められています。

介護・看護を理由とする離職者数



総務省「就業構造基本調査」より作成

ダブルケアラーの子育てと介護の負担感



平成28年 内閣府「育児と介護のダブルケアの実態に関する調査」より作成

育児・介護との両立のために企業が取り組むべきポイント

従業員の仕事と育児・介護の両立を実現するためには、制度をつくるだけでなく、
制度を有効に活用できる職場風土づくりが必要です。

STEP1 両立支援制度づくり

- 従業員の実態把握
- 育児・介護休業法への対応、法律を上回る企業独自の支援制度の検討
- 社内制度の担当部署・担当者の明確化
- 従業員が相談する窓口の情報提供

介護の相談先：
最寄りの地域包括支援センター



STEP2 職場風土づくり

- 働き方の見直し —— 長時間労働の削減、業務効率化、休みを取得しやすい職場環境づくり
- 職場の雰囲気づくり —— 介護はすべての人に起こり得るため、普段から助け合いやお互い様の雰囲気づくり

STEP3 両立支援の実践

- 従業員が希望する働き方を把握し、状況に合わせた働き方の調整
- 両立支援制度の個別の周知・意向確認、早い段階での制度の情報提供